

## エネルギー構造高度化に向けた公共施設 F S 調査及び理解促進業務委託仕様書

## 1 業務名

エネルギー構造高度化に向けた公共施設 F S 調査及び理解促進業務委託

## 2 業務の目的

本市は、令和 2 年 7 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和 4 年 3 月には、「高萩市再生可能エネルギービジョン」、令和 7 年 3 月には、「第 5 次高萩市地球温暖化対策実行計画」を策定し、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、取組を推進している。

本業務は再エネに対する理解促進及び再エネ設備導入加速化に向けた行政による率先行動として、理解活動拠点化を志向した公共施設への再エネ設備導入調査及び関係人口創出・拡大に資するべく、観光振興に向けた観光拠点等での再エネ活用、情報発信に係る方策の検討を行うとともに、再エネ導入促進に向けた若年層への啓発強化及び観光関係者との連携強化に向けた理解活動推進事業を実施する。

## 3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日までとする。

## 4 業務内容

## (1) 公共施設への再エネ導入可能性調査業務（理解活動拠点及び災害時防災機能強化）

## ① 再エネの情報発信拠点化及び学習拠点化等に向けた調査・検討

環境・エネルギー問題や再エネ活用に関する情報発信拠点化・学習拠点化及び防災機能強化の視点を踏まえ、公共公用施設及び民間施設等が集積する本市の中心拠点である市街地エリアにおける対象公共施設の絞込みを行うとともに、効果的な利活用に向けての展示・企画等についての検討を実施する。

## ② 抽出した公共施設の利用実態及び設備管理・運転状況の確認

抽出した公共施設について、設備の利用実態を確認するとともに、設備状況・運転状況等を整理し、施設のエネルギー使用実態を把握する。

## ③ 調査対象の公共施設の選定

①及び②の調査結果に加えて、太陽光発電設備等設置に係る物理的条件（設備設置スペースの有無、建物躯体健全性等）なども勘案のうえ、調査対象候補として 2～4 施設程度を選定する。

## ④ 公共施設の再エネ診断等の実施及び導入計画の策定

選定した公共施設（2～4 施設程度）について、効果的に設備導入計画、事業性の検討等を行うために、現地調査も行った上でエネルギー診断を実施し、診断結果に基づき「設置可能容量」と「特定負荷に必要な電力量」とを勘案して蓄電池容量と併せて設定する。

## ⑤ 事業性の検討

前項までの調査結果を踏まえて、各施設の再エネ設備等導入における「経済性（費用対

効果)」、「環境性 (CO<sub>2</sub>削減効果、省エネ効果の大きい施設)」、「理解活動拠点としての優位性・PR効果」等の視点から事業性を検討し、対象公共施設(2~4施設程度)の優先順位付けを行う。

## (2) 観光振興(地域資源の価値向上)に資する再エネ活用方策検討業務

### ① 観光地における脱炭素化+観光振興に向けた取組に係る基礎調査

観光地における脱炭素化に向けた国・県などの取組・方針や観光振興に向けて再エネを活用した他自治体先進事例など方策を検討するうえで参考となる事例の収集・整理を行う。

### ② 観光振興に向けた官民連携を視野に入れての関係者ヒアリング

再エネ活用方策の検討、取り纏め及び将来的な方策実行に向けては、官民連携での推進が重要となってくることから、観光関係機関・関係事業者等へのヒアリングや意見交換を行うなどしながら、理解促進及び巻き込みを図っていく。

### ③ 観光拠点における再エネ導入可能施設・エリアの調査・検討

再エネの持つ環境への優しさ(クリーンなイメージ)、快適性などを活用した観光資源の魅力向上、観光客の増加に向けて、花貫溪谷エリアをはじめとした観光拠点における公共施設・付帯駐車場及び公有地等において、太陽光発電等再エネ設備の設置可能性について、関係資料の収集・整理、現地踏査などを踏まえて、調査・検討を行う。

### ④ 空き家・空き店舗等を活用した観光+再エネ情報発信の検討

本市では関係人口創出・拡大に向けて、高萩駅前の公共施設や高萩駅周辺の空き家・空き店舗等を活用した観光・移住プロモーション強化を考えていることから、情報発信に当たって、環境にやさしいまちとしてのPRも含めて、市内外への再エネ情報発信拠点としての活用方法を検討する。

### ⑤ サステナブルツーリズムを志向した再エネ活用方策の検討・取り纏め

上記①~④の調査・検討結果及びエネルギーツーリズム、エネルギースタディツアーとしての活用を勘案の上、地域の環境・経済にプラスの影響をもたらす「好循環の仕組み」構築に資する再エネ活用方策の検討・取り纏めを行う。

## (3) 再エネ導入促進に向けた若年層への啓発強化及び観光関係者との連携強化に向けた理解活動の推進

### ① 再エネ導入促進に向けた若年層への普及啓発事業の企画及び実施

今後、再エネ導入加速化に向けて、主体的な役割を担うことが期待される若年層への普及啓発に係る環境・エネルギーに係る体験教室・講座等を企画・検討の上、実施する。

なお、体験教室・講座については計4回程度実施するものとし、実施内容のイメージとしては、小学生向け再エネ工作体験教室(2回)、中学生向け環境・エネルギー講座(2回)など。

### ② 若年層向けパンフレットの作成及び活用

本市に設置されている再エネ設備などを盛り込んだ若年層向けのパンフレットを作成

する。作成部数は1,000部とする。

③ 観光関係機関、関係事業者への再エネに関する理解促進活動

「(2)観光振興（地域資源の価値向上）に資する再エネ活用方策検討業務」で実施する関係者ヒアリングにおいて、再エネ導入の意義やメリットについて理解を深め、観光振興における再エネ活用の重要性についての理解促進を図る。

5 成果品

本業務の成果品を以下のとおり納入すること。

- (1) 業務報告書（A4判） 10部
- (2) 上記報告書を含む電子媒体（CD-R等） 一式
- (3) 若年層向けパンフレット 1,000部

6 打合せ等

本業務を適切かつ円滑に実施するため、協議・打合せを綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。

7 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を他の目的に使用し、また、他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。

8 情報セキュリティの確保

本業務の履行に際し、個人情報を含むすべての情報の取扱いについて情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、適切な管理を行わなくてはならない。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たって、各種関係法令等の内容を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項または作業の過程において疑義が生じた場合は、発注者と受託者がその都度協議し、決定するものとする。
- (3) 業務の実施にあたり不測の事態が生じた場合は、発注者に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決するものとし、事故等が生じた場合は速やかに発注者に報告するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において発注者から資料の貸与を受ける必要がある場合は、発注者と協議の上、貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。
- (5) 本業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は発注者に帰属する。